

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p><u>(11) 課税時期に対応する年度の家屋の固定資産税評価額</u> 課税時期の属する年の1月1日を地方税法(昭和25年法律第226号)第359条((固定資産税の賦課期日))に規定する賦課期日とする年度における地方税法第381条((固定資産課税台帳の登録事項))の規定により家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。</p> <p>(被災家屋の評価)</p> <p>5 震災により被災した家屋(平成24年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した家屋については、<u>課税時期に対応する年度の家屋の固定資産税評価額が付されていないものに限る。</u>以下「被災家屋」という。)の価額は、次に掲げる金額の合計額によって評価することができるものとする。</p> <p>(1) 評価通達89((家屋の評価))の定めにより評価した震災の発生直前の家屋の価額から、その価額に地方税法第367条((固定資産税の減免))の規定に基づき条例に定めるところによりその被災家屋に適用された固定資産税の軽減又は免除の割合を乗じて計算した金額を控除した金額</p> <p>(注) 地方税法附則第55条及び第55条の2の規定に基づき固定資産税の課税が免除された家屋についても同様に取り扱うものとする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(被災家屋の評価)</p> <p>5 震災により被災した家屋(以下「被災家屋」という。)の価額は、次に掲げる金額の合計額によって評価することができるものとする。</p> <p>(1) 評価通達89((家屋の評価))の定めにより評価した震災の発生直前の家屋の価額から、その価額に地方税法<u>(昭和25年法律第226号)第367条</u>((固定資産税の減免))の規定に基づき条例に定めるところによりその被災家屋に適用された固定資産税の軽減又は免除の割合を乗じて計算した金額を控除した金額</p> <p>(注) 地方税法附則第55条((東日本大震災に係る津波により<u>被害を受けた土地及び家屋に係る平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除</u>))及び同法附則第55条の2((東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事</p>

改正後	改正前
(2) (省略)	<p>故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除))の規定に基づき固定資産税の課税が免除された家屋についても同様に取り扱うものとする。</p> <p>(2) (同 左)</p>